

社労士V 平成 24 年受験用「重要項目ゴロ合わせ丸暗記」修正及び改正情報

【第 1 章 労働基準法】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
25	割増賃金 最終行	<u>70</u> 時間－60 時間	<u>76</u> 時間－60 時間
26	過去問チェック (14 行目)	午前 <u>10</u> 時から翌日の午前 2 時	午後 <u>10</u> 時から翌日の午前 2 時

【第 2 章 労働安全衛生法】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
40	上図表 10 行目	署長…所轄労働基準監督署	署長…所轄労働基準監督署長
41	1 行目	①事業者は、安全委員会及び衛生委員会の委員以外…	①事業者は、安全委員会及び衛生委員会の <u>議長となる</u> 委員以外…

【第 3 章 労働者災害補償保険法】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
77	支給額の改正	104,530 円 56,720 円 52,770 円 28,360 円	104,290 円 56,600 円 52,150 円 28,300 円
		<u>ゴロ合わせ</u> 天使 にくれ (104,290)	コロリの輪 (56,600)

【第 4 章 雇用保険法】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
90	上段図表	育児休業 <u>基本</u> 給付金	育児休業給付金
99	所定給付日数 ③特定受給資格者	(H21.3.31～H24.3.31 までの措置)	改正により、2年間(平成 26 年 3 月 31 日まで)延長
103	基本手当の延長給付 (10 行目)	受給期間の延長欄 2 <u>日</u>	2 <u>年</u>

	注意事項の欄 (改正)	a) …H21.3.31～H24.3.31	改正により H26.3.31 まで 2 年間 延長
		表下段※中…平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日	平成 26 年 3 月 31 日まで延長
107	上段図中	特定一時	特例一時金
112	上段図中 受講手当の改正		①40 日分を限度とされた。 ②受講開始日が平成 24 年 4 月 1 日以降である職業訓練を受講する 場合、受講手当に上限額 (20,000 円) が適用される。
115	移転費の改正	●支給要件 ④移転費に要する費用が就職 先の事業主から支給されない こと、又はその支給額が移転費 の額に満たないこと。	④就職先の事業主のほか、訓練等 施設の長その他の者から、移転に 必要な費用等が支給された場合にも、不支給又は差額のみ支給とす ることとされた (24.4.1 以降)。
118	育児休業給付金	原則 休業開始時賃金日額× 支給日数× <u>30%</u>	原則 休業開始時賃金日額×支給 日数× <u>50%</u>

【改正追加事項】

★「職業訓練の実施等による特定求職者の就職支援に関する法律」の施行に伴う改正

1. 就職支援事業

政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法の規定による助成を行うこと及び同法に規定する特定求職者（雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認められる者）に対して、同法の職業訓練受講給付金を支給することができるものとした（第 64 条）。

2. 国庫負担

①国庫は、前述 1 の就職支援事業のうち、職業訓練受講給付金に要する費用については、2 分の 1 を負担するものとした（法第 66 条第 1 項）。

※ただし、法附則第 13 条により、国庫負担については、暫定措置（当分の間、国庫が負担すべきこととされている額の 100 分の 55 相当額を負担）が適用される。

②国庫は、①のほか、予算の範囲内において、就職支援法事業に要する費用（職業訓練受講給付金に要する費用を除く）を負担するものとした。

★法第 62 条第 3 項及び第 63 条の改正

独立行政法人に係る改革を推進するため、従来の「独立行政法人雇用・能力開発機構」の名称を廃止し、「独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構」に名称改正。

【第 5 章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
132	①雇用保険率 (基本)	1,000 分の 19.5 1,000 分の 21.5 1,000 分の 22.5	1,000 分の 17.5 1,000 分の 19.5 1,000 分の 20.5
		ゴロ合わせ	美男 ひき つれ (17)(19)(20)

【第 6 章 健康保険法】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
168	過去問チェック	5. 第 47 級	5. 第 46 級
188	③多数該当世帯 の負担軽減措置 表中	「83,400 円」	「80,100 円 + α」

【第 7 章 厚生年金保険法】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
198	過去問チェック	2. 適用事業所に使用される	2. 適用事業所 <u>以外の事業所</u> に使用される
200	注意事項欄 *	S21.4.2 以降 70 歳以上…	S21.4.2 以降 <u>生まれの</u>
213	上段図中	<u>金額</u> 支給	<u>全額</u> 支給
224	過去問チェック (7 行目)	遺族 <u>厚生</u> 年金の 4 分の 3	遺族 <u>基礎</u> 年金の 4 分の 3
234	注意事項 2~3 行目	1. 適用事業所…当該事業所に労働組合があるとき…被保険	1. 適用事業所…当該事業所に <u>使用される被保険者の 3 分の 1 以上</u>

		者の3分の1以上	<u>で組織する</u> 労働組合があるとき… 被保険者の <u>2分の1以上</u> の
(29行目)	(×)		×は不要（記述の内容は正しい）

【追加改正事項】

1. 年金受給権者の住所変更届・死亡届の省略

厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる者について、本人から日本年金機構への住所変更の届（遺族から日本年金機構への死亡の届）を省略できることとなった（則第38条）＜国民年金法も同様の改正＞

2. 年金確保法支援法に基づく厚生年金保険法の一部改正等

- (1) 厚生年金基金の設立事業所の事業主が、事業の分割又は事業譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合及び規約で定めるところにより設立事業所に使用される当該基金の加入員数が減少する場合において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該基金は、当該増加額に相当する額を当該減少に係る設立事業所の事業主から掛金として一括徴収することとした（法第138条第5項、基金則第32条の3の2）
- (2) 年金給付等積立金が責任準備金相当額を下回っている特定基金が一定の要件を満たして解散する場合、責任準備金相当額（政府への納付金）の減額等を、5年間の時限措置として認める（法附則第33条第2項）。

【第8章 国民年金法】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
243	老齢基礎年金 1 支給要件	特例 原則で要件を満たさない場合 原則＋合算対象期間≥25年	保険料納付済期間＋保険料免除 期間＋合算対象期間＋学生納付特 例期間等≥25年
253	注意事項	⑥障害基礎年金の受給権を取得 した当時、その者によって生計 を維持されていたその者があ る場合の加算は、その子が18歳 に達する日以後の最初の3月31 日が終了したとき、その子の障 害の状態に関わらず、減額改定 は行われない。	⑥障害基礎年金の受給権を取得し た当時、その者によって生計を維 持されていたその者があ る場合の加算は、その子が18歳に達する日 以後の最初の3月31日が終了した とき、その子の障害の状態に関わ らず、 <u>その子が障害等級に該当す る障害の状態にあるときは、減額</u>

256	上から4行目	年金たる給付でないため改定前の改定による自動改定はない	改定は行われない。 年金たる給付でないため改定率の改定による自動改定はない
261	国民年金基金 地域型国民年金基金	組織：第1号被保険者で同じ都道府県内に居住する者で組織する（保険料免除及び農業者年金の被保険者を除く）	組織：第1号被保険者で同じ都道府県内に居住する者で組織する（保険料免除者及び農業者年金の被保険者を除く）

【第9章 労務管理その他の労働に関する一般常識】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
268	過去問チェック 3 (12行目)		→努力義務(×)
271	紹介予定派遣 (3行目)	…派遣労働者及び派遣先に許可を受け。	派遣労働者及び派遣先について、 <u>職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて</u>
272	上段表中	210人以上…	201人以上
278	最終行図	勧告に伴わない場合	勧告に従わない場合
285	未払賃金の立替払 (15行目)	② <u>労働福祉事業団</u>	<u>労働者健康福祉機構</u>

【第10章 社会保険に関する一般常識】

頁	項目・行	修正前	修正・改正内容
295	費用の負担 (改正)	表中の市町村の給付費の欄 100分の34	100分の <u>32</u> に改正
300	要介護認定図 (サービス利用)の右	介護保険給付 要介護被保険者	介護給付 要介護者
304		・社会保険労務士は、所属の…	社会保険労務士会は、所属の…

307	社会保険労務士会・全国社会保険労務士連合会 (1行目)	(委員は <u>2人</u> 以内)	(委員は <u>12人</u> 以内)
308	船員保険協議会 (2行目) 確定給付企業年金法 (14行目)	裁定 (法 30 条) …事業主 基金が給付の支給 <u>に</u> 行う	…事業主 <u>等</u> 基金が給付の支給 <u>を</u> 行う

【改正追加事項】

1. 介護保険法

(国及び地方公共団体の責務の追加)

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するように努めなければならないこととした。

2. 「児童手当法」

<要旨>

- (1) 児童手当は、中学校修了前の児童であって日本国内に住所を有するもの等を監護し、かつ、これと生計を同じくする日本国内に住所を有する父母等又は中学校修了前の児童が入所している児童福祉施設等の設置者等に支給する。なお、父母等が別居し、生計を同じくしない場合は、児童と同居している者に児童手当を支給する。
- (2) 児童手当の額は、1月につき、3歳未満の児童については1万5千円、3歳以上小学校修了前の第1子及び第2子の児童については1万円、3歳以上小学校修了前の第3子以降の児童については1万5千円、小学校修了後中学校修了前の児童については1万円とする。
- (3) 所得制限、特例給付及び支給要件に関する暫定措置
 - ① 児童手当は、児童を養育している者の所得が、政令で定める額以上であるときは、支給しない。
 - ② 当分の間、①の者に対し、1月につき、中学校修了前の児童について一律5千円の給付を

行う。

③平成 24 年 4 月分及び同年 5 月分の児童手当については、①は適用しない。

(注) 上記の「政令で定める額」は、「扶養親族及び児童がないときは 6 2 2 万円とし、扶養親族等及び児童があるときは 6 2 2 万円に当該扶養親族等及び児童 1 人につき 3 8 万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 4 4 万円を加算した額）とされました（改正施行令／夫婦・子ども 2 人の標準世帯で年間収入 9 6 0 万円を基準に設定）。

(4) 児童手当の支給に要する費用は、(3) を除く被用者の 3 歳未満の児童については、その 15 分の 7 を事業主からの拠出金で充て、その他の費用については、その 3 分の 2 を国庫が負担し、その 6 分の 1 を都道府県と市町村がそれぞれ負担する。ただし、公務員については全額を所属庁が負担する。

(5) 受給資格者の申出により、児童手当を、学校給食費等の支払に充てることができる。保育料については、市町村長が児童手当の支払をする際に徴収することができる。

(6) この法律は、一部を除き、平成 24 年 4 月 1 日から施行する

★児童手当拠出金率

平成 2 4 年度における「児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率」は、「0.1 5 %」とされました。

3. 船員保険法の一部改正

平成 2 4 年度の船員保険の一般の被保険者の「一般保険料率」は、前年度と同率の 1 0 . 6 5 % であるが、内訳が変更され、疾病保険料率が 9 . 4 5 %（前年度は 9 . 2 5 %）、災害保健福祉保険料率が 1 . 2 0 %（前年度は 1 . 4 0 %）になった。一方、「介護保険料率」は、「1 . 6 2 %」から「1 . 7 3 %」に引き上げられる。

4. 確定給付企業年金法等の主な一部改正

年金確保支援法が公布され、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の一部が改正された。

(1) 確定給付企業年金－老齢給付金の支給要件

老齢給付の支給要件について、従来、①60 歳以上 65 歳以下の規約で定める年金到達時（退職要件なし）、②50 歳以上 60 歳未満の規約で定める年齢に達した日以後の退職時（退職要件あり）とされていたが、2 について 60 歳以上 65 歳未満で退職した者についても退職時の年金支給ができるものとした。これによって、雇用延長しない者のみに年金給付を行うこと等ができることとなった（法第 36 条第 2 項第 2 号）。

(2) 確定拠出年金法－企業型年金加入者による掛金の拠出

企業型年金加入者は、企業型年金加入期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができるものとし、当該掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更することとなった（マッチング拠出）（法第 19 条第 3 項・第 4 項）。